

**交通事故における損害賠償請求事件において事故時のドライブレコーダーの映像記録が民事訴訟法 220 条 2 号に該当し所持者にその提出が命じられた事例**

【文献種別】 決定／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和 2 年 2 月 21 日

【事件番号】 令和 2 年（ラ）第 59 号

【事件名】 文書提出命令申立却下決定に対する抗告事件

【裁判結果】 原決定取消し、申立て認容（確定）

【参照法令】 民事訴訟法 220 条 2 号・3 号・4 号、221 条、226 条、東京都情報公開条例 7 条

【掲載誌】 判時 2480 号 7 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25569724

嘉悦大学准教授 石川光晴

**事実の概要**

本件は、被告 Y（東京都）が運行する東京都交通局の都営バスと訴外 A が運転する車両との間で発生した交通死亡事故に関連して、A の相続人である X が Y に対して提起した損害賠償請求訴訟（以下「基本事件」という。）において、都営バスの車両に設置されていたドライブレコーダーの記録映像（以下「本件映像」という。）に対して文書提出命令の申立てを行った事案である。同ドライブレコーダーには設置運用基準が定められており、事故等の関係者から照会があり、営業所長が特に必要と認めた場合等には必要最低限の範囲に限り閲覧させることができるとされていたため、Y は運用基準に従って X に本件基本事件の訴訟提起前に本件映像を閲覧させた。

本件基本事件において、Y は事故態様を争い、訴外 A に過失があることを理由に過失相殺を主張したため、Y に対して民事訴訟法 220 条 2 号、3 号後段及び 4 号に基づいて本件映像の提出を申し立てた。原審は、①本件映像は Y 車両の前方を撮影したものであり、道路を通行する他の車両や歩行者の容貌が記録された個人識別情報に該当するため、東京都情報公開条例（以下「本件条例」という。）に基づいて X が開示請求権を有するとは認められず民事訴訟法 220 条 2 号の準文書に該当しないこと、②本件映像は原則として外部に提供しないことを前提として記録されたものであり、本件事故の状況が記録されていても X と Y との間の法律関係を明らかにするために作成されたものではないため民事訴訟法 220 条 3 号後段の準文書に該

当しないこと、③ Y は X から文書送付嘱託の申立てがあれば応じる旨の回答をしており、それにより本件映像を入手することができるから文書提出命令の申立てによって書証の申出をする必要がなく、民訴法 220 条 4 号を理由とした申立てをすることができないことを理由に X の文書提出命令の申立てを却下した。X はこの決定を不服として抗告した。

**決定の要旨**

原決定取消し、申立て認容（確定）。

「X は、本件ドライブレコーダー映像が非開示情報に当たらない場合には、東京都情報公開条例に基づき、Y に対し、その引渡し又は閲覧を求める権利を有する。そして、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものは原則として非開示情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は非開示情報には当たらない。かかる東京都情報公開条例の構造からすれば、特定の情報が公開の対象となるか否かは、当該情報の開示により個人情報が開示されることによる不利益の程度と当該情報の開示により保護される人の生命、健康、生活又は財産の重要性を比較衡量して、判断すべきものと解するのが相当である。」

「そこで、個人情報が開示されることによる不利益の程度と、情報の開示により保護される人の生命、健康、生活又は財産の重要性について検討するに、本件ドライブレコーダー映像が走行中の都営バスのドライブレコーダーにより記録された

映像であり、約2分間という短時間のものであること、開示の目的が交通事故による損害賠償請求に係る民事訴訟の証拠として使用するためであることからすれば、仮に本件ドライブレコーダー映像に特定個人の容貌、車両のナンバープレートなどの個人に関する情報が含まれていたとしても、本件訴訟中においてこれらが開示されることによる不利益は、非常に小さなものであることは容易に推知し得るところである。これに対して、本件の基本事件が、死亡事故に係る損害賠償請求訴訟であり、過失相殺が争点となっていることを考えると、本件ドライブレコーダー映像の開示により過失割合に関する裁判所の判断が変動し、認容される損害賠償金の額が大きく変わる可能性は十分にあるということが出来るから、本件ドライブレコーダー映像の開示により保護される可能性がある財産的利益は、相当程度大きなものであるということが出来る。もちろん、本件ドライブレコーダー映像の内容如何によっては、その開示により、財産的利益が保護されない結果となる可能性は否定できないところではあるが、そのことは開示を求める権利の有無についての判断を左右するものではない。以上によれば、本件ドライブレコーダー映像の提供により保護される財産的利益は、その提供により個人情報が開示される不利益を大きく上回るものというべきであるから、原告人は、被告に対して、東京都情報公開条例に基づき、本件ドライブレコーダー映像の引渡し又は閲覧を求めることができるものと解すべきである。したがって、本件ドライブレコーダー映像は、民訴法220条2号に該当するものというべきであるから、その提出を求める本件文書提出命令の申立ては理由がある。なお、民訴法226条（送付嘱託）により文書を提出する際に、誓約書又は同意書を徴求することは、法令の規定よりも加重な義務を課すものであって、望ましい運用ではないことを付言しておく。」

「よって、本件文書提出命令申立てを却下した原決定は失当であるから、これを取り消した上、本件文書提出命令申立てを認容する。」

## 判例の解説

### 一 本件決定の意義

本件は、基本事件において、Yが主張する過失

相殺の割合が問題になり、Xが相手方車両に搭載されていた本件映像について、準文書として、それを所持するYに対し民訴法220条2号に基づく文書提出命令を申し立てた事案である。ドライブレコーダーに記録される映像は、不特定多数の通行する車両や歩行者を記録していることから、個人情報保護の関係上、その映像の所持者が自己の判断で自由に当該映像を開示することができない場合もある。

本件の事案では、本件映像の所持者であるYが地方公共団体である東京都であることから、その所持する文書（準文書）については東京都情報公開条例（以下「本件条例」という。）の適用を受ける。本件においてXは、本件条例に基づく開示請求権を民訴法220条2号の引渡請求権又は閲覧請求権の根拠として文書提出命令の申立てをした。原決定は、本件映像はY車両の前方を撮影したものであり、道路を通行する他の車両や歩行者の容貌が記録された個人識別情報に該当するため、本件条例に基づいてXが開示請求権を有するとは認められず民訴法220条2号の準文書に該当しないと判断した。これに対して、東京高裁は本件決定において、公法上の請求権である本件条例に基づく文書提出命令の申立てを認容する判断を示した。従来、民訴法220条2号の根拠となる請求権について、私法上の請求権に限られるのか、それとも公法上の請求権をも含むのかについて学説が分かれていたが、本件決定は後者を含むと判断した点に特徴がある。また本件決定は、本件条例に基づく本件映像の開示の可否について利益衡量を用いて情報公開の対象になると判断し、そのことからXがYに対し、本件条例に基づき、本件ドライブレコーダー映像の引渡し又は閲覧を求める権利を認めて、Yの文書提出義務を認める判断を下した。これは情報公開条例による開示請求権に関して意味のある裁判例となる。また、交通事故における損害賠償請求訴訟において、ドライブレコーダーの映像記録は損害賠償の可否及び過失相殺の適用を決める上で重要な証拠となることから、本件決定は、ドライブレコーダーの映像記録の証拠としての利用の可能性を広く認めた一つの裁判例としても意義がある。

### 二 公法上の請求権と民訴法220条2号

民訴法220条2号が規定する引渡請求権又は

閲覧請求権に該当するか否かは、実体法の解釈によることになる。Xは本件条例による開示請求権を根拠にYに対する引渡請求権又は閲覧請求権を有することを主張しているが、本件条例に基づく開示請求権は公法上の請求権に該当するため、民訴法 220 条 2 号の引渡請求権又は閲覧請求権の根拠となるかが問題となる<sup>1)</sup>。

この問題について学説は、私法上の請求権については、物権であるか債権であるかを問わず、また法令に基づくものだけではなく契約でもよいと解している。それに対して、公法上の請求権については学説が対立する。多数説は、現行民訴法に特に規定が置かれていないことや挙証者の支配権の観点から、私法上の請求権と公法上の請求権を別異に扱う必要がないことを理由に、公法上の請求権を排除する必要はないと解している<sup>2)</sup>。これに対して反対説は、公法上の閲覧請求権等がある場合はそれにより目的が達成され、拒否処分については行政訴訟で争うべきことや手数料の回避を生じさせることが妥当ではないこと等を理由に、公法上の請求権は含まれないと解する<sup>3)</sup>。さらに、挙証者に閲覧請求権のみがある場合は公法上の請求権を含むが、法令上文書の交付請求権がある場合は特段の事情がない限りそれによるべきであり、その限りで公法上の請求権は否定されるとする折衷説がある<sup>4)</sup>。旧法下時を含め、従来の裁判例は、公法上の請求権は文書提出義務の根拠とならないとして否定的に解している。

本件決定は、本件条例に基づき本件映像の提出を命じていることから、多数説が解するように引渡請求権又は閲覧請求権には公法上の請求権が含まれると解する説を前提としていると解される。

### 三 比較衡量による開示請求権の判断

本件決定では、比較衡量の手法を用いて本件条例 7 条 2 号口の不開示の例外に該当すると解釈し、Xの情報公開請求権を肯定した。本件条例の規定の解釈等に関する東京都の「情報公開事務の手引」によれば、民訴法 220 条等法令の規定による文書の提出又は閲覧等の要求は、根拠となった法令の趣旨、要求の目的、対象文書の内容等を総合的に判断して個別具体的に諾否を決定すること、そして本件で問題となる条例 7 条 2 号口の不開示の例外については、プライバシーの具体的内容は法的にも社会通念上も必ずしも明確ではな

いため原則不開示としつつ、個人の利益保護の観点から非開示とする必要のないもの及び公益上公にする必要性の認められるものを例外として開示対象とするとした上で、「プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越される場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報については、開示する」ことが示されている。この東京都の情報公開事務の手引で明らかにされている内容は、本件決定が判示した比較衡量の手法と同趣旨であり、整合性があるといえる。本件条例は、行政文書について公益上の開示義務に関する行政機関情報公開法 5 条の規定とほぼ同じ法文であるが、この行政機関情報公開法 5 条口が規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」の解釈についても、不開示により保護される利益と開示により保護される利益の比較衡量が行われ、開示により保護される利益が開示により保護される利益に優越する場合に開示が義務づけられるとされる<sup>5)</sup>。そして「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、これらに現実に被害が発生している場合に限定されず、侵害の恐れがあるときを含むと解される<sup>6)</sup>。地方公共団体の情報公開条例もわが国の情報公開制度と同じ原理で制定されており、本件決定はわが国の情報公開法制の枠組みに沿って、相容れない2つの保護されるべき利益を比較衡量して開示請求権を肯定したと解することができる。

本件では、Yのドライブレコーダー設置運用基準の趣旨も踏まえ、本件映像の開示による個人のプライバシー権が侵害される不利益と開示によって保護されるXの財産的利益とを比較衡量した結果、後者の利益が大きいために本件条例に基づく開示請求権を肯定し、Xの文書提出命令の申立てを認容したが、かかる本件決定の判断は妥当であろう。実体法上引渡請求権又は閲覧請求権が肯定される場合、立証のために必要な限り文書の入手方法を限定するべきではなく、公法上の請求権であっても文書提出命令の申立てを認容するべきである。

### 四 第三者のプライバシーが問題になる場合

本件では、Yの車両に搭載されたドライブレコーダーに無断で撮影されたX側が積極的にその映像を証拠として取り調べることを求めているので、X又は事故に直接かわらない第三者のプライバシーや人格権の侵害は問題にならなかった。しかし、本件とは異なり、Yが積極的に自己が所持するドライブレコーダー映像を証拠として提出することに対して、X又は第三者が、Xらの同意をなくして無断で録画された映像であることを理由に、それを証拠として利用することを反対する場合が考えられる。この点について、以下若干の検討をしたい。

この問題は、かつては無断録音テープの証拠価値をめぐって、それが違法収集証拠として排除されるのではないかとして議論されたことに類似する。無断録音テープの証拠価値については、同意なく録音されたテープの証拠能力が問題とされた事案において、著しく反社会的手段を用い、人格権侵害を伴う方法で採取されたものについては証拠能力が否定されてもやむを得ないとの指摘がされたものの、証拠能力自体は否定されなかった裁判例がある<sup>7)</sup>。この問題について学説は分かれているが、無制限に証拠能力を肯定する学説はみられず、程度に違いはあるが証拠能力を限定又は否定する学説が多数である<sup>8)</sup>。

本件映像は、東京都が定めたドライブレコーダー設置運用基準に従って事故防止や安全研修等に使用されるのみで、原則として外部に公開しないものである以上、映像に映る第三者の人格権侵害の危険はない。逆に、交通事故の損害賠償請求訴訟におけるドライブレコーダーの証拠価値は高いと考えられることから、本件映像を違法収集証拠として一律に排除することはできない<sup>9)</sup>。

今後、ドライブレコーダー映像は訴訟上重要な証拠として活用されることが予想されることから、文書提出命令を認めた本件決定の判断は重要な裁判例の一つとなろう<sup>10)</sup>。

●—注

1) 秋山壽延「行政訴訟における文書提出命令」鈴木=三ヶ月監修『新・実務民事訴訟講座(9)』(日本評論社、1983年)288頁は、この点について「将来、地方公共団体等がいわゆる情報公開条例を制定して、住民らに対し文書の閲覧請求権を認めたような場合」に裁判上問題となってくることも予想されることを指摘している。

2) 伊藤真『民事訴訟法(第7版)』(有斐閣、2020年)444頁、

小島武司『民事訴訟法』(有斐閣、2013年)518頁注267、中野=松浦=鈴木『新民事訴訟法講義(第3版)』(有斐閣、2018年)361頁[春日偉知朗]、『基本法コンメンタール民事訴訟法2(第3版追補版)』(日本評論社、2012年)232頁[春日偉知朗]、兼子ほか編『条解民事訴訟法(第2版)』(弘文堂、2011年)1192頁[加藤新太郎]。

3) 菊井=村松『全訂民事訴訟法Ⅱ』(日本評論社、1989年)614頁、斎藤=小室ほか編『注解民事訴訟法(8)(第2版)』(第一法規、1993年)148頁[斎藤秀夫=宮本聖司]、『新基本法コンメンタール民事訴訟法2』(日本評論社、2017年)88頁[大淵真喜子]、秋山・前掲注1)289頁、萩本修「文書提出命令(2)引用文書の提出義務」門口正人編『民事証拠法大系(4)』(青林書院、2003年)107頁。

4) 高橋宏志『重点講義民事訴訟法(下)(第2版補訂版)』(有斐閣、2014年)161頁注168、兼子ほか編『条解民事訴訟法(初版)』(弘文堂、1986年)1051頁[松浦馨]、吉村=小島編『注釈民事訴訟法(7)』(有斐閣、1995年)72頁[廣尾勝彰]。

5) 宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説(第8版)』(有斐閣、2018年)86頁、北沢=三宅『情報公開法解説(第2版)』(三省堂、2003年)75頁、右崎正博ほか編『新基本法コンメンタール情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法』(日本評論社、2013年)40頁[小町谷育子]。宇賀86頁は、「比較衡量に際しては、不開示により保護される利益と開示により保護される利益の双方につき、各利益の具体的な性格を慎重に検討する必要がある」とする。

6) 宇賀・前掲注5)86頁。

7) 東京高判昭52・7・15判時867号60頁。

8) 違法収集証拠の証拠能力に関する学説については、高橋・前掲注4)48頁、小田司「民事訴訟における違法収集証拠の利用と人格権の保護」石川=永田=三上編『ボーダレス社会と法 オスカー・ハルトヴィーク先生追悼』(信山社、2009年)37頁、間瀬清史「民事訴訟における違法収集証拠(二・完)」民商103巻4号616頁、秋山=伊藤ほか編『コンメンタール民事訴訟法V』(日本評論社、2012年)93頁、高田=三木ほか編『注釈民事訴訟法(4)』(有斐閣、2017年)995頁[山本和彦]等を参照。

9) 学説には人格権侵害を理由に違法収集証拠の証拠能力を否定する説や信義則を理由に証拠能力を限定する説があるが、本件映像の証拠能力を否定する理由とはならず、著しく反社会的な方法による収集ともいえないため、本件映像の証拠能力は否定されないであろう。

10) 本件と同様に交通事故における損害賠償請求訴訟において過失相殺が争われた事案において、事故車両に搭載されていたドライブレコーダー映像に対する文書提出命令に従わないことを理由に、所持者の不利に事実認定を行った裁判例として、東京地判平27・7・24ウェストロー・ジャパン(文献番号2015WLJPCA07248006)がある。